

清水町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要

計画改定の趣旨等

- ▼ 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく、町の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画であり、政府行動計画と北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえて改定

計画の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

- ▼ 新型インフルエンザ等対策特別措置法と新型インフルエンザ等対策行動計画について、法制定の背景及び計画改定の概要等を記載

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ▼ 対策の目的や、実施に関する基本的な方針、各対策項目について記載

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

項目	※時期区分を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて項目ごとに内容を記載 準 準備期:新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで 初 初動期:探知以降、基本的対処方針が実行されるまで 対 対応期:基本的対処方針が実行されて以降
1 実施体制	準 実践的な訓練の実施、国及び地方公共団体等の連携強化 初 事態を適確に把握し、初動対応を迅速に実施 対 職員の派遣・応援への対応、必要な財政上の措置
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準 住民等の感染症危機意識の把握、相談窓口等を設置する準備 初 相談窓口等を設置 対 相談窓口等の継続
3 まん延防止	準 有事におけるまん延防止措置についての理解促進 初 まん延防止対策の周知等の準備 対 まん延防止対策に係る要請等の協力
4 ワクチン	準 接種体制の構築に向けた準備 初 医療従事者の確保等、接種体制を構築 対 構築した接種体制に基づき接種を進める
5 保健	準 保健所との連携体制構築 初 保健所、道への協力準備 対 保健所、道への協力

6 物資	<p>準 感染症対策物資等の備蓄</p> <p>初 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <p>対 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p>
7 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<p>準 支援実施に係る情報共有体制の整備</p> <p>初 事業継続や生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け</p> <p>対 住民生活、社会経済活動の安定のため、必要な支援等の実施</p>

資料編

清水町新型インフルエンザ等対策本部条例